



# 佐賀県公報

平成19年  
12月7日  
(金曜日)  
第 12991号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (六六二・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称の変更 (六六三・" ) 一
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 建設業の営業停止処分
- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧
- 開発行為に関する工事の完了
- 

### 公 告

- |            |              |         |         |         |         |         |         |         |         |
|------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (建設・技術課) 二 | (まちづくり推進課) 三 | ( " ) 三 | ( " ) 三 | ( " ) 三 | ( " ) 五 | ( " ) 五 | ( " ) 五 | ( " ) 五 | ( " ) 五 |
| ○          | ○            | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       |
- - 
  - 
  - 
  - 
  - 
  - 
  - 
  - 
  -

### 公安委員会事項

- 特例施設占有者の指定等に関する規則
- 佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則 (規則一六) 三
- 獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催 (公告) 五
- 落札者等の公示 ( " ) 五

### ○ 告 示

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県告示第六百六十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十二月七日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県告示第六百六十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十九年十二月七日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県告示第六百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十二月七日から平成二十年一月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

新	名 称	所 在 地	変更年月日
医療生協介護相談所からつ	唐津市山本字桑木鶴一三九八番地一の二	平成一九・一一・一	

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
福祉用具貸与	有限会社田中電器	伊万里市伊万里町甲五七三番地三	平成一九・一一・二〇

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変更前 後の別	幅 員 メートル	延 長 メートル	区域
東松浦郡玄海町大字有浦上字里 三三四四番一地先から	後	一五・五 九・〇	五三・八		1 東松浦郡玄海町大字有浦上字里 三三四四番一地先から
東松浦郡玄海町大字有浦上字里 三三四四番一地先まで	後	九・一	五三・八		2 東松浦郡玄海町大字有浦上字里 三三四四番一地先まで
東松浦郡玄海町大字有浦上字里 三三四四番一地先から	前	九・一 九・〇	五三・八		3 県道 加倉仮屋港 三三四四番一地先から
東松浦郡玄海町大字有浦上字里 三三四四番一地先まで	前	九・一 九・〇	五三・八		4 東松浦郡玄海町大字有浦上字里 三三四四番一地先まで
					5 代表者の氏名 副島 龍弘
					6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

- (1) 停止を命ぜる営業の範囲
- 建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
- (注1)
- 「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負った工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。
- (注2)
- 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者であるもの以外の建設工事をいう。
- (2) 期間
- 平成19年12月12日から平成19年12月18日までの7日間

## ○ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。
建設業法第16条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を受けているにもかかわらず、下請代金の総額が同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)に該当する

と認められる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成19年12月7日

佐賀県知事 古川 康

### ○ 公表委嘱公事項

- 1 都市計画の種類及び名称  
白石都市計画公園4・4・1号白石中央公園

- 2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年12月7日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県公安委員会規則第十六号  
特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第一條 本規則は、遺失物法（平成十八年法律第七十号。以下「法」といふ。）第十七条の規定に基づく遺失物法施行令（平成十九年政令第一十一号。以下「令」といふ。）第五条第五号の規定による指定、法第二十五条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求及び同条第二項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求並びに法第二十六条第一項又は第二項の規定による指示に関する必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第一條 遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号。以下「規則」といふ。）第十八条第一項に規定する申請書の様式は、別記様式第一号のとおりである。

(特例施設占有者の指定)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年12月7日

第三条 佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、令第五条第五号の規定による指定をしたときは、別記様式第二号の指定通知書により、規則第二十八条第一項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

この規則は、平成十九年十二月十日から施行する。

2 公安委員会は、前項の指定をしなかつたときは、別記様式第三号の不指定通知書により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第二十八条第四項の規定による公示は、別記様式第四号の特例施設占有者指定公示書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（指定特例施設占有者に係る公示事項等の変更）

第四条 規則第二十九条第一項又は第三項の規定による届出は、別記様式第五号の変更届出書により行うものとする。

2 規則第二十九条第二項の規定による公示は、別記様式第六号の特例施設占有者変更事項公示書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（指定の取消し）

第五条 公安委員会は、規則第三十条第一項の規定による指定の取消しをしたときは、別記様式第七号の指定取消通知書により、当該処分の相手方に對し、その旨を通知するものとする。

2 規則第三十条第二項の規定による公示は、別記様式第八号の特例施設占有者指定取消公示書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（報告等の要求）

第六条 法第二十五条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求又は同条

第二項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求は、別記様式第九号の報告等要求書により行うものとする。

（指示）

第七条 法第二十六条第一項又は第二項の規定による指示は、別記様式第十号の指示書により行うものとする。

別記様式第1号（第2条関係）

## 指定申請書

年　月　日

佐賀県公安委員会 殿

申請者 住所

(ふりがな)

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

遺失物法施行令第5条第5号の規定による特例施設占有者の指定を受けたいので、遺失物法施行規則第28条第1項の規定により関係書類を添えて申請します

施設の名称及び所在地 〔移動施設にあって は、その概要及び 移動の範囲〕	
物件の保管の場所	
物件の数及び その算出の基礎	

別記様式第2号（第3条関係）

## 指定通知書

第 号  
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった特例施設占有者の指定については、遺失物法施行令第5条第5号の規定により下記のとおり指定したので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

別記様式第3号（第3条関係）

## 不指定通知書

第 号  
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった特例施設占有者の指定については、下記の理由により指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第4号（第3条関係）

## 特例施設占有者指定公示書

第 号  
年 月 日

佐賀県公安委員会 印

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、  
遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

別記様式第5号（第4条関係）

## 変更届出書

年　月　日

佐賀県公安委員会 殿

届出者 住所

(ふりがな)

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

遺失物法施行規則 第29条第1項 の規定により、下記のとおり 公示事項の変更  
第29条第3項 記載事項の変更 を届け出ます。

変更前	
変更後	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第6号（第4条関係）

## 特例施設占有者変更事項公示書

第 号  
年 月 日佐賀県公安委員会 印

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき 年 月 日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

3 変更の届出があった事項

別記様式第7号（第5条関係）

## 指定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき 年 月 日付けをもって指定した特例施設占有者の指定については、下記の理由により特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 取消年月日

理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第8号（第5条関係）

## 特例施設占有者指定取消公示書

第 号  
年 月 日佐賀県公安委員会 印

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

別記様式第9号（第6条関係）

## 報告等要求書

第 号  
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

遺失物法 第25条第1項 の規定に基づき、下記のとおり 資料の提出を求める。  
第25条第2項 保管物件の提示

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 報告を求める事項

3 提出を求める資料

4 提示を求める保管物件

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第10号（第7条関係）

## 指 示 書

第 号  
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

第26条第1項  
遺失物法 第26条第2項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 指示事項

3 指示をする理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則を以て置かね。

平成十九年十一月七日

●佐賀県公安委員会規則第十七号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則  
佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第11号)  
の一部を次のものに改正する。

別表第一の探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)  
に規定する事務の項の次に次のものに記入する。

遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第6号)	第30条第1項	指定特別施設占有者の指定の取消し
---------------------------------	---------	------------------

監査

午後1時から午後4時まで

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定により、  
獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成19年12月7日

佐賀県公安委員会

委員長 萩原 宏達

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成20年1月21日(月曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成20年1月11日(金曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成20年2月21日(木曜日) 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎
平成20年3月11日(火曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎

3 その他

(1) 初心者講習会は、初めて獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。

(2) 経験者講習会は、獵銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。

(3) 受講希望者は、獵銃等講習受講申込書2通に本人の写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。

(4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。

(5) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課(電話代表0952-24-1111 内線3173)又は各警察署の生活安全課若しくは

生活安全・刑事課に問い合わせてください。

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年12月7日

## 收支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 森 勝 司

- 1 借入物品の名称及び数量
- 2 佐賀県警察高度情報通信ネットワークシステム用クライアント装置 430式  
契約相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年9月3日
- 4 落札を決定した日 平成19年10月15日
- 5 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 NECリース株式会社 九州支社長 山本 哲也
  - (2) 住所 福岡市博多区御供所町1番1号
- 6 落札価格 113,778,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 佐賀県警察本部警務部会計課
  - (2) 所在地 佐賀市松原一丁目1番16号